

特定非営利活動法人日本緩和医療学会に関する取材活動の取扱規則
(平成28年1月24日制定、平成30年1月21日改定)

(総則)

- 第1条 本規則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、本学会）において行われる学術大会あるいは市民公開講座等で行われる全ての取材活動について、遵守すべき準則および手続を定めるものである¹⁾。
2. 本学会は本規則を遵守することを誓約する者に対してのみ取材活動を許可し、違反した場合は取材を断る場合がある。

(取材申請)

- 第2条 取材申請者は、学術大会あるいは市民公開講座等の事務局（以下、事務局）に事前の取材許可を求めることとし、原則として開催日10日前までに別に定める取材申込書により申請を行う。
2. 取材申請者は、別に定める取材申込書に取材に参加する者全員の名前を列举し、事務局に提出する。
3. 取材申請者は、写真撮影、ビデオ撮影、録音を伴う取材で個人が特定される場合や個人情報が含まれる場合は、該当者より別に定める撮影承諾書を取得し、合わせて提出しなければならない。
4. 取材申請は代理による申請を認めるが、紛争の発生その他取材に関する一切の事項については、取材申請者本人が責任を負うものとする。
5. 取材申請があった場合は、学術大会は大会長が判断し、大会長名により事務局より通知し、学会委員会開催については委員長が承認の可否を判断した上で、理事長に確認し、理事長名により事務局より通知するものとする。

(取材当日)

- 第3条 取材を許可された取材申請者及び取材に参加する者（以下、取材者）は、会場受付にて社員証または記者証の提示を行い、事務局から交付された取材許可の通知を提示する。
2. 取材者は、参加する取材者全員の名刺を事務局に提出すると共にプレス用ネームカードの発行を受け、取材中は常にプレス用ネームカードを身につけなければならない。プレス用ネームカードがない者の取材入場は認められない。
3. 取材者は、本学会に関する運営・活動を妨げないよう座長および事務局スタッフ、会場整理員の指示に従うものとする。関係者の通行の遮断や電力の無断使用など、本学会に関する活動を許可なく妨げるような行動は認められない。
4. 本学会に関する発表中のスライドや画像などの映像、ポスター等は著作物として扱う。取材者は、本学会による事前の許可なくこれらを撮影してはならない。
5. 取材者は参加者の個人が特定できる撮影は認めない。撮影されていた場合、取材者は個人が特定できないよう画像を処理し、プライバシーの保護に配慮しなければならない。
6. 取材者が上記のいずれかに抵触した場合および他に相当と事務局が認めた場合は、取材の中止、取材の一部制限、取材方法やスケジュールの変更、取材者の一部又は全員の退場を求めることができる。取材者は、これらの措置に従わなければならない。

(取材後)

- 第4条 取材者は、後日、事務局に成果物を提出しなければならない。
2. 取材者は、取材申込書に記載された成果物作成の目的の範囲でのみ、取材により得られた画像、音声、インタビュー、その他全ての取材内容を利用するものとし、これ以外の目的で許可のない撮影・転載・放送などの二次利用をしてはならない。

(規則の変更)

- 第5条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

注釈

- 1) 本規則は、学術大会において運用するものとし、それ以外の市民公開講座、委員会活動等においてはその開催責任者の判断によるものとする。したがって、運用する場合は開催案内のホームページや印刷物に本規定と取材申込書を掲示し、参加する者や取材を希望する者に周知しなくてはならない。